

福島区長杯に関する要綱

(目的)

本要綱は、福島区内におけるスポーツ・レクリエーション等の振興に寄与するため開催される大会等（以下「大会」という。）で、福島区長杯の名義を使用することにより、継続的なスポーツ・レクリエーション等を推奨し、区民等の生涯を通じての健康の保持・増進に資することを目的とする。

(対象事業)

第1条 福島区長杯は、区内全域において広く区民が参加できる大会とする。

(承認要件)

第2条 次の各号に掲げる要件を満たしていかなければならない。

- (1) スポーツ・レクリエーション等の振興に寄与するものであること
- (2) 区の行政運営に反しないものであること
- (3) 特定の宗教的又は政治的色彩を有しないものであること
- (4) 公序良俗に反しないもので、その他社会的な非難を受けるおそれのないものであること
- (5) 開催場所は公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること
- (6) 主催者において確実な運営及び厳正な審査が行われること

(申請)

第3条 福島区長杯を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、福島区長杯名義使用申請書（様式1）に、大会概要を記載した書類を添えて、大会実施の2ヶ月前までに福島区長に申請しなければならない。

(決定)

第4条 福島区長は、申請を受けたときは、名義使用の適否を審査し、適當と認めたときは、この申請者に通知するものとする。

(継続した大会における名義使用)

第5条 継続した大会において、福島区長杯の名義を使用し、一度決定通知を受けた大会については、概要が大きく変わらない場合に限り、継続して使

用することができる。

(賞状)

第6条 主催者が賞状を準備したものについては、区長公印を押印することができる。

附則

この要綱は平成26年2月1日から施行する。